

運動部活動に参加する学生等の集団における感染症対策を徹底するようお願いいたします。(新規)



2 文科初第 809 号

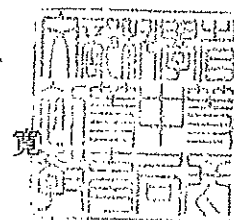
令和 2 年 9 月 3 日

資料15

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長 殿
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設置する各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長

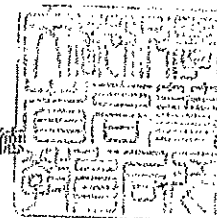
瀧 本



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

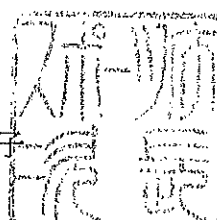
伯 井 美 徳



(印影印刷)

スポーツ庁次長

藤 江 陽 子



(印影印刷)

運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス
感染症対策の徹底について（通知）

国内の新規感染者数の増加に伴い、8月以降、運動部活動に参加する学生及び

生徒（以下、「学生等」といいます。）の集団において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した例が見られるようになっていきます（文部科学省に報告があった事案のうち、8月1日以降、同一の運動部活動の構成員の中で5人以上の感染者が認められた件数は、大学7件、高等学校5件）。

これらの中には、校内での練習のみならず、練習場や対外試合への集団移動を繰り返し行っていた事例や、同じ寮で生活をしていた事例も見られます。

運動部活動については、各競技団体が作成している感染症対策のガイドラインにのっとり活動を進めていただきたいと思います。競技中・練習中のみならず、学生等同士での会食、長時間の集団での移動、寮生活等も含め、長時間にわたって学生等や指導者が行動を共にしている場合には、集団内での感染拡大の可能性が高まるものと考えられます。

このため、部活動の競技中・練習中だけでなく、同じ部活の学生等で食事をしたり余暇の時間を過ごしたりするなど、部活動の内外を問わず、学生等が集団で長時間の活動を行う場合には、学校の設置者及び部活動の指導者におかれては、以下のような感染症対策を特に徹底してください。

1. 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
2. こまめな手洗いを励行する。
3. 体調のすぐれない学生等は部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
4. 部活動の練習場所や更衣室等、また食事や集団での移動の際の三密（密閉、密集、密接）を避ける。

寮生活を伴う場合には、行動を共にする時間がさらに長くなることから、学生等の健康状態に十分に留意し、発熱等の風邪症状がみられた場合には、仮に症状がすぐにおさまったとしても、主要症状（発熱や咳など）が消退した後2日を経過するまで、個室等に隔離し、部活動や寮生活等の集団活動には参加しないこととするなど、十分な警戒をもって感染症対策にあたってください。また、体調不良者が同時に複数名以上（例えば3名以上）発生した場合には、学校医又は医療機関に相談してください。

なお、中学校及び高等学校の部活動や寮生活に関しては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～」（令和2年9月3日改訂版）（以下、「学校衛生管理マニュアル」といいます。）における記載事項を踏まえて適切に対応してください。

大学における運動部活動に関しては、各競技団体等のガイドラインや一般社団法人大学スポーツ協会の「新型コロナウイルス感染症対策としての「UNIVAS 大学スポーツ活動再開ガイドライン」」の内容にも御留意ください。大学の学生寮の感染防止対策については、「大学等における新型コロナウイルス感染症への対応ガイドラインについて」（令和2年6月5日高等教育局長通知）のほか、「学校衛生管理マニュアル」も御参照ください。

感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である学生等が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。差別・偏見等の防止の取組において必要な場合には、「新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ」等も御活用ください。

各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、各国公立大学法人の長におかれては、その設置する学校に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する高等専門学校に対し、大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長におかれては、その設置する学校に対し、各文部科学大臣所轄学校法人理事長及び大学を設置する各学校設置会社の代表取締役におかれては、その設置する学校に対し、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対し、周知いただくようお願いします。

参考資料1：「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～」(令和2年9月3日改訂版) 関係部分抜粋

参考資料2：新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた文部科学大臣メッセージ

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○運動部活動に関すること

スポーツ庁 政策課 学校体育室（内3777）

○大学スポーツに関すること

スポーツ庁 参事官（地域振興担当）（内3932）

○寮に関すること

高等学校以下：初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

大学：高等教育局 学生・留学生課（内2519）